

兵庫県司法書士会調停センターぽると

取扱範囲 : 紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争
(司法書士法第3条第1項第7号の範囲内の紛争)

① 利用相談の申込 【手続実施規程9条、10条1項】

② センター長による利用相談員2名の選任 【手続実施規程10条2項】

③ 利用相談員によるADR法14条に基づく説明 【手続実施規程11条1項】

④ 調停手続の利用の申込 (本センター事務所)

*調停申込書・添付書類の提出 【手続実施規程12条1項・4項】

*申込手数料の納付 【手続実施規程12条2項・手数料規程5条1項・2項】

⑤ センター長による受理・不受理の決定 【手続実施規程13条1項、2項】

⑥ 受理

*センター長から受理決定を通知

【手続実施規程14条1項】

*センター長による事件管理者の選任

【手続実施規程15条1項】

不受理

*センター長から不受理決定を通知

【手続実施規程14条1項】

*申込手数料から実費を差引して返還

【手数料規程5条3項ただし書き】

⑦ 申込人から相手方へ連絡 【手続実施規程16条1項1号】

⑧ 申込人から⑦の連絡をしたことをセンターへ連絡

【手続実施規程16条1項2号】

⑨ 事件管理者から相手方へ書類を送付 【手続実施規程16条2項】

